

Ⅶ-1 大阪府岩石採取計画の認可期間を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）第33条の認可を受けようとする採取計画に定める事項のうち、法第33条の2第2号に規定する採取の期間（以下「認可期間」という。）について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号による用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 新規岩石採取場とは、法第33条の規定による岩石の採取を行なう場所（以下「岩石採取場」という。）であって、次のいずれかをいう。
 - イ 新たに岩石採取を行なおうとする岩石採取場
 - ロ 過去に認可を受けていた岩石採取場であって、直前に認可を受けていた採取計画（以下「更新前認可採取計画」という。）の認可満了日から当該認可申請書の提出日が1年以上経過している岩石採取場
- (2) 更新岩石採取場とは、前号に規定する岩石採取場以外の岩石採取場をいう。

(認可期間)

第3条 認可期間は、次の各号の定めによる期間を基準に次条及び第5条の規定に基づく期間を適用したものとする。

ただし、その期間が森林法第34条第2項の規定による許可の期間若しくは自然公園法第13条第3項の規定による許可の期間又は土地所有者等との間に締結した岩石採取契約等（以下「他法令許可又は契約等」という。）の期間を超える場合にあっては、認可期間は他法令許可又は契約等の期間とし、1年未満となる場合にあっては1年以内とする。

- (1) 新規岩石採取場の場合は、1年以内
- (2) 更新岩石採取場であって、国定公園区域又は保安林区域を含む場合は、2年以内
- (3) 更新岩石採取場であって、前号以外の場合は、3年以内

(加算措置)

第4条 更新岩石採取場であって次の各号に該当する場合は、次の各号の定める期間を適用する。

- (1) 岩石採取跡地整備等保証実施要領第3条第1号の規定に定める連帯保証人の岩石採取跡地整備等連帯保証書及び特定（採石）災害防止準備金の積立を行なっている証明書が当該認可申請書に添付された場合は、1年を加算する。
- (2) 岩石採取跡地整備等保証実施要領第3条第2号の規定に定める団体の跡地整備に関する保証書が当該認可申請書に添付された場合 2年を加算する。

(短縮措置)

第5条 更新岩石採取場であって次の各号に該当する場合は、次の各号の定める期間を適用する。

- (1) 更新前認可採取計画の認可期間内に、次のいずれかに該当する事実があった場合は、第3条及び前条の規定にかかわらず1年以内とする。
 - イ 岩石採取事業に伴う重大な災害を発生させたこと
 - ロ 法第32条の10、法第33条の9又は法第33条の13の規定に基づく処分を受けたこと
 - ハ 関係他法令により岩石の採取に伴う災害の防止を目的とした命令又はそれと同等以

上の処分を受けたこと

- (2) 更新前認可採取計画の認可期間に、同一の個別事項について指示に従わず2回以上文書による勧告を受けた場合は、2年を減ずる。
- (3) 更新前認可採取計画の認可期間に、合同立入検査において同一の個別事項について指示に従わず、2回以上連続して指示書の交付を受けた場合は、1年を減ずる。

付 則

- 1 この要領は、平成20年12月26日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年6月15日から施行する。
- 3 平成14年11月1日施行の岩石採取計画の認可期間を定める要領は、廃止する。

[概要]

新規		1年以内
更新	国定公園区域	2年以内
	保安林区域	
	上記以外の区域	3年以内
加算措置	更新岩石採取場で 2以上の業者等による跡地整備保証がある場合	1年加算
	更新岩石採取場で 団体（協同組合等）による跡地整備保証がある場合	2年加算
短縮措置	重要な災害を発生させた	(他の規定に拘らず) 1年以内
	採石法の法定処分（停止、変更、緊急措置の各命令）	
	採取に関して他法令の処分	2年減算
	2回以上の文書勧告	
合同立入検査で同一の個別事項について 指示に従わず2回以上連続して指示を受ける	1年減算	

※加算措置・短縮措置を行った結果、他法令許可又は契約等の期間を超える場合、認可期間は他法令許可又は契約等の期間とし、1年未満となった場合は、1年以内とする。

Ⅶ-2 岩石採取跡地整備等保証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）に基づく岩石採取計画の認可にあたり、岩石採取跡地の整備及び緑化回復（以下「跡地整備等」という。）の対策としての保証制度を導入することによって、採取跡地の災害の未然防止を図るとともに、周辺環境と調和のとれた自然環境回復を推進することにより、岩石採取事業の健全な発達に資することを目的とする。

(連帯保証人)

第2条 法第33条の規定による岩石採取計画の認可（法第33条の5の規定による岩石採取計画の変更の認可を含む。以下「認可」という。）を受けようとする者（法第32条の6の規定により採石業者の地位を承継した者を含む。以下「申請者」という。）は、跡地整備等に係る措置を担保するため、連帯保証人を立てることができるものとする。

2 連帯保証人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 申請者が、死亡又は倒産により採石業の継続が困難となった場合で、当該岩石採取場の跡地整備等が必要であるにもかかわらず履行しないとき 当該跡地整備
- (2) 申請者が、法第33条の17の規定による災害防止命令を履行しない場合 当該命令に係る措置
- (3) 申請者が法第33条の13の規定による緊急措置命令を履行しない場合 当該命令に係る措置

3 前項の保証期間は、第1項の申請に係る認可の日から、その岩石採取についての跡地整備等が終了し、知事が廃止届を受理した日から2年を経過する日まで又は当該岩石採取場に係る更新の認可の前日までとする。

(連帯保証人の範囲)

第3条 連帯保証人は、次の各号に掲げるいずれかの者でなければならない。

- (1) 採石業者（申請者の認可の申請日の前に認可を受け、申請者の認可申請日を含む3年以上の期間、大阪府内で継続して営業しており、かつ業務実績及び財務状況の健全な者に限る）又は建設業者（認可の申請日の前に建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき土木工事一式、建築工事一式、石工事又は造園工事についての建設業の許可を受け、認可申請日を含む3年以上の期間、大阪府内で継続して営業し、当該工事について大阪府の入札参加資格を有し、かつ大阪府内に営業所を有する者であって、かつ業務実績及び財務状況の健全なものに限る）からなる2以上の業者（既に他の岩石採取場の連帯保証人になっているものを除く）
- (2) 採石業者で構成する法人化された団体（知事と岩石採取跡地整備等の保証に関する協定を締結している団体に限る。）の長

(保証書の提出)

第4条 申請者は、認可申請時に前条に定める連帯保証人の岩石採取跡地整備等連帯保証書（以下「保証書」という。）に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑証明書
- (2) 連帯保証人が法人の場合は、過去2会計年度の決算書
- (3) 連帯保証人が個人の場合は、過去2会計年度の青色申告決算書
- (4) 連帯保証人が建設業者の場合は、建設業の許可を受けていることを証する書面

2 前項の規定にかかわらず第3条第2号に該当する連帯保証人の場合においては、当該協定に

よるものとする。

(連帯保証人の変更)

第5条 連帯保証人が死亡、倒産等により、第2条第2項に規定する連帯保証人の義務を履行できなくなった場合、又は履行できなくなるおそれが生じた場合は、申請者又は連帯保証人は速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた場合（前項の報告の義務を履行しない場合を含む。）において、知事が連帯保証人の変更が必要と認めたときは、申請者は速やかに当該連帯保証人を変更し、第2条第1項の規定に基づき新たな連帯保証人を選定し、当該連帯保証人に係る保証書を提出しなければならない。

付 則

(施行日)

1 この要領は、平成14年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に既に第2条第1項に規定する認可を受けている者は、当該認可期間（この要領施行後に、法第33条の5の規定により変更の認可申請を行なった場合は、当該変更認可期間）中に限りこの要領を適用しないものとする。

(様式第1号)

岩石採取跡地整備等連帯保証書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

連帯保証人

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

連帯保証人

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

申請者 _____ が、下記の岩石採取計画の認可(変更認可)申請書に定められた採取計画に基づき岩石の採取を行なうにあたり、連帯保証人として、岩石採取跡地整備等保証実施要領第2条第2項各号に規定する措置を確実に履行することを保証します。

記

- | | | |
|---|-----------------|----------------|
| 1 | 岩石採取場の所在地（場所） | |
| 2 | 岩石採取場の面積 | m ² |
| 3 | 保証の期間 | |
| 4 | 採取する岩石の種類及び予定数量 | : t |

- (注) 1 申請者の欄には、岩石採取計画認可申請者の氏名、法人にあつては名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 連帯保証人が死亡、倒産等により連帯保証人の義務が履行できなくなった場合、又は履行できなくなるおそれが生じた場合は、申請者は速やかに新たな連帯保証人を選定し、当該連帯保証人に係る岩石採取跡地整備等連帯保証書を提出すること。
- 3 岩石採取跡地整備等連帯保証書には、岩石採取跡地整備等保証実施要領第4条第1項に定める書類を添えて提出すること。

Ⅶ－３ 採石災害の防止方法（参考）

[採石技術指導基準書（平成10年版）：資源エネルギー庁官官房鉱業課監修]

1 採掘の方法（露天採掘）

露天の採掘の場合には、これに伴う土地の崩壊、土砂の流出等の災害を防止するため、次のとおり措置するものとする。

（１）表土除去

岩石の採掘に先行して表土及び風化物等を除去すること。

除去にあたっては、のり面を安全な傾斜に保持し、その範囲は、採掘箇所頂端から10m以上（水平距離）とするが、更に地形及び土質等を十分に考慮して拡張すること。

（２）保全区域

採掘箇所が他人の土地に隣接する場合は、隣地の崩壊を防止するため、隣地との境界から一定の幅の表土を除去しない区域（以下「保全区域」という。）を設けること。

境界線から表土を除去するのり肩までの水平距離（以下「保全距離」という。）は原則5m以上とするが、地形、表土の厚さ、土質、湧水の有無等を考慮し、隣地の崩壊を防止し得るよう拡張すること。

保全区域に接する表土を除去した後ののり面は40°以下で、かつ、安全な傾斜とし、表土の崩壊が進行しないよう必要に応じて土羽打ち（整地、締め固め）、植栽、しがらみ、その他の保護工、土留工を施すこと。

また、採掘箇所が森林法等他の法令の適用を受けている場合には、その基準に照らしても適正であること。

（３）転落石防止施設

起砕岩石、表土等が隣地に崩壊するおそれのある箇所には、金網、土えん堤、石垣、コンクリートよう壁等、十分に効果のある転落石防止施設を設けること。

（４）採掘の範囲

岩石の採取による土地の崩壊等の災害を防止するため、山頂、稜線を含め採掘できる範囲となるよう、土地の確保に努めること。

（５）採掘方法

災害防止、終掘後の残壁保持と植栽、高能率かつ安定生産等の観点から、最も合理的な採掘方法である階段採掘法（以下「ベンチカット法」という。）を採用することとし、傾斜面採掘法、坑道式発破法等は原則として行なわないこと。

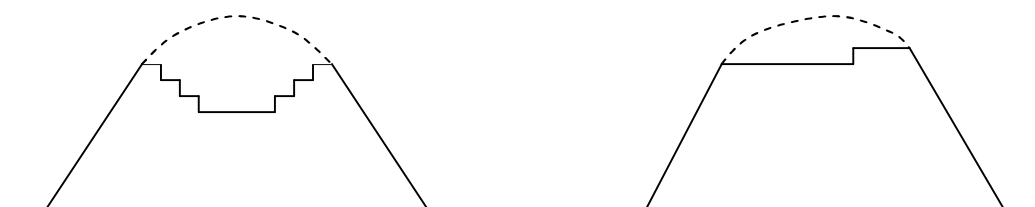
採掘中に形成される残壁は、永久又は仮の存置いずれの場合においても、適当な採掘高さ以下毎に小段を設け、安全を保持し得る平均傾斜とすること。

起砕岩石をオープンシュートで運搬する場合は、岩石の投下に伴う周辺への岩石の流出等の災害を防止するため、シュート斜面は適当な高さ、傾斜とし、必要に応じ、原石流出防止堤又はネット等の設置及び粉じんによる災害を防止するための散水等の措置を講ずること。

堀下がり採掘（基準地盤面以下の方向に凹地状に行なう採掘）の場合には、採掘により岩石採取場周辺の公共施設、建築物、田、畑、井戸等に被害を与えないよう十分な措置を講ずること。

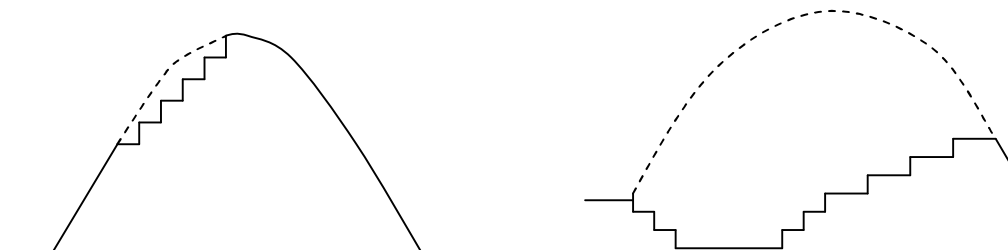
なお、既存の採取場であって、傾斜面採掘法、坑道式発破法等による岩石採取を行っている場合には、速やかにベンチカット法へ移行すること。

山頂型ベンチカット法



山腹型ベンチカット法

堀下がり型ベンチカット法



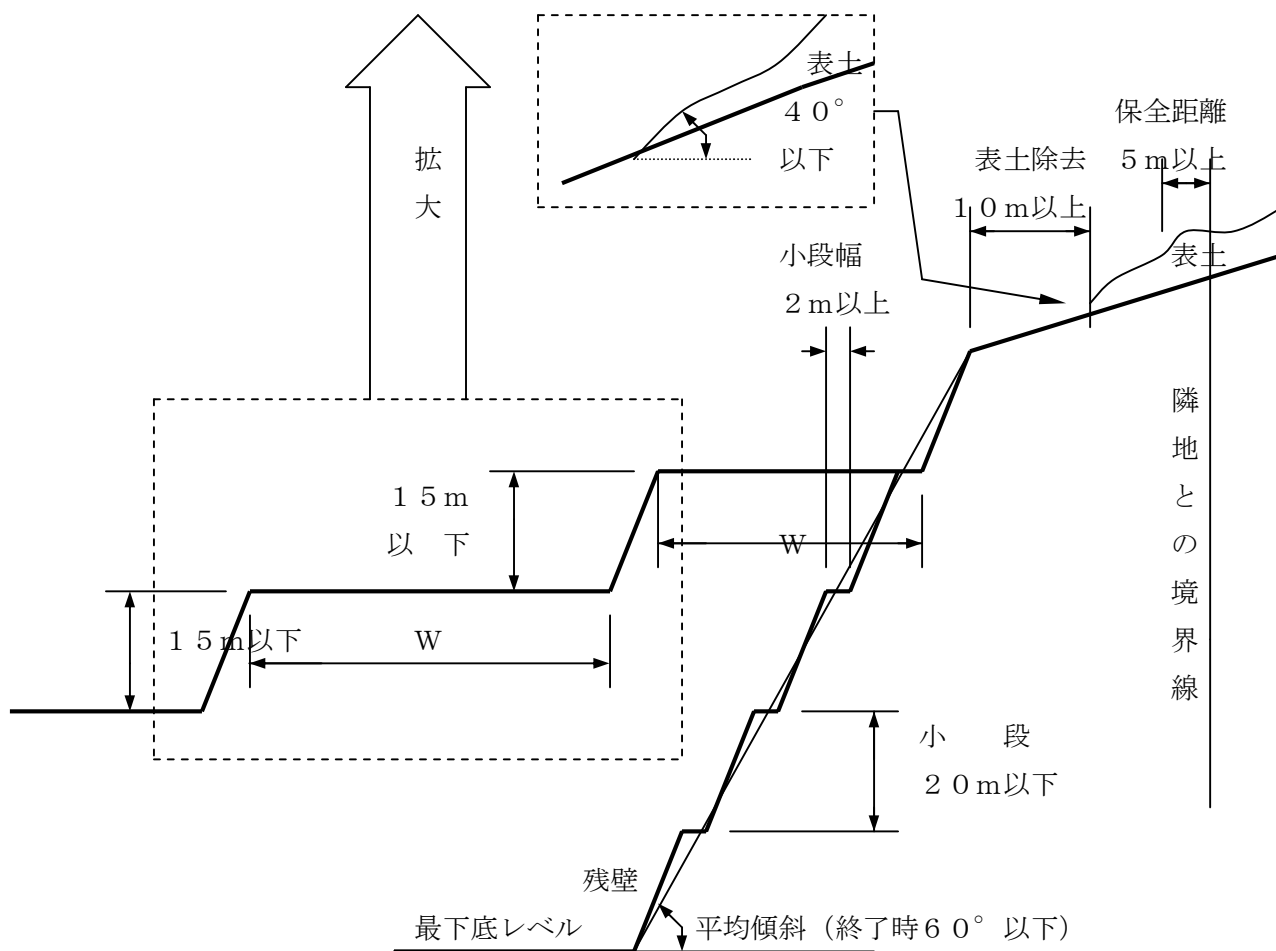
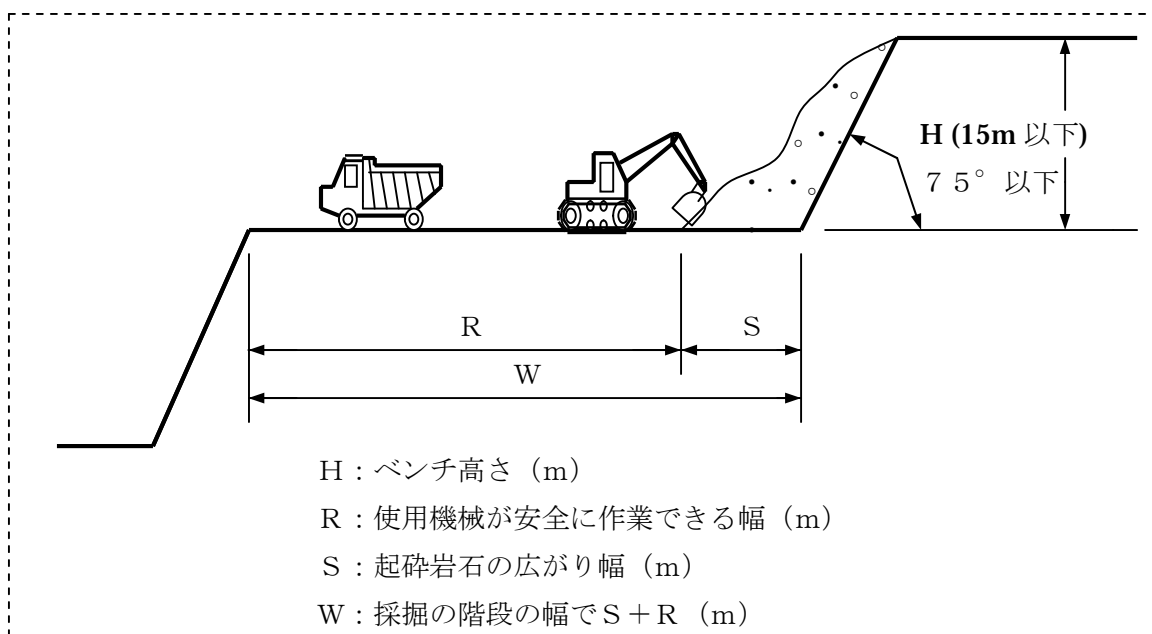
ア 砕石用原石の採掘

砕石用原石の採掘の場合（石材用原石の採掘のうち、捨石等の用に供する岩石の採掘を含む）は、原則として採掘作業中のベンチの高さは1.5 m以下、ベンチの幅はW m以上（ $W = S + R$ 、ただし、Sは起砕岩石の広がり幅、Rは使用機械が安全に作業できる幅）とすること。

又、掘削面の傾斜（各ベンチののり面が水平面となす角）は原則75°以下とし、岩質に応じて安全を保持し得る傾斜とすること。

なお、採掘中に形成される残壁は、原則として高さ2.0 m以下毎に2 m以上の適切な幅を有する小段を設け、かつ、安全を保持し得る平均傾斜とすること。（第1図参照）

第1図 砕石用原石の採取方法



イ 風化岩石の採掘

風化岩石（主として風化花崗岩、いわゆるマサ土、サバ土）の採掘の場合は、原則として採掘作業中のベンチの高さは5 m以下、ベンチの幅は W_m 以上（ $W = S + R$ 、ただし、 S は起砕岩石の広がり幅、 R は使用機械が安全に作業できる幅）とすること。

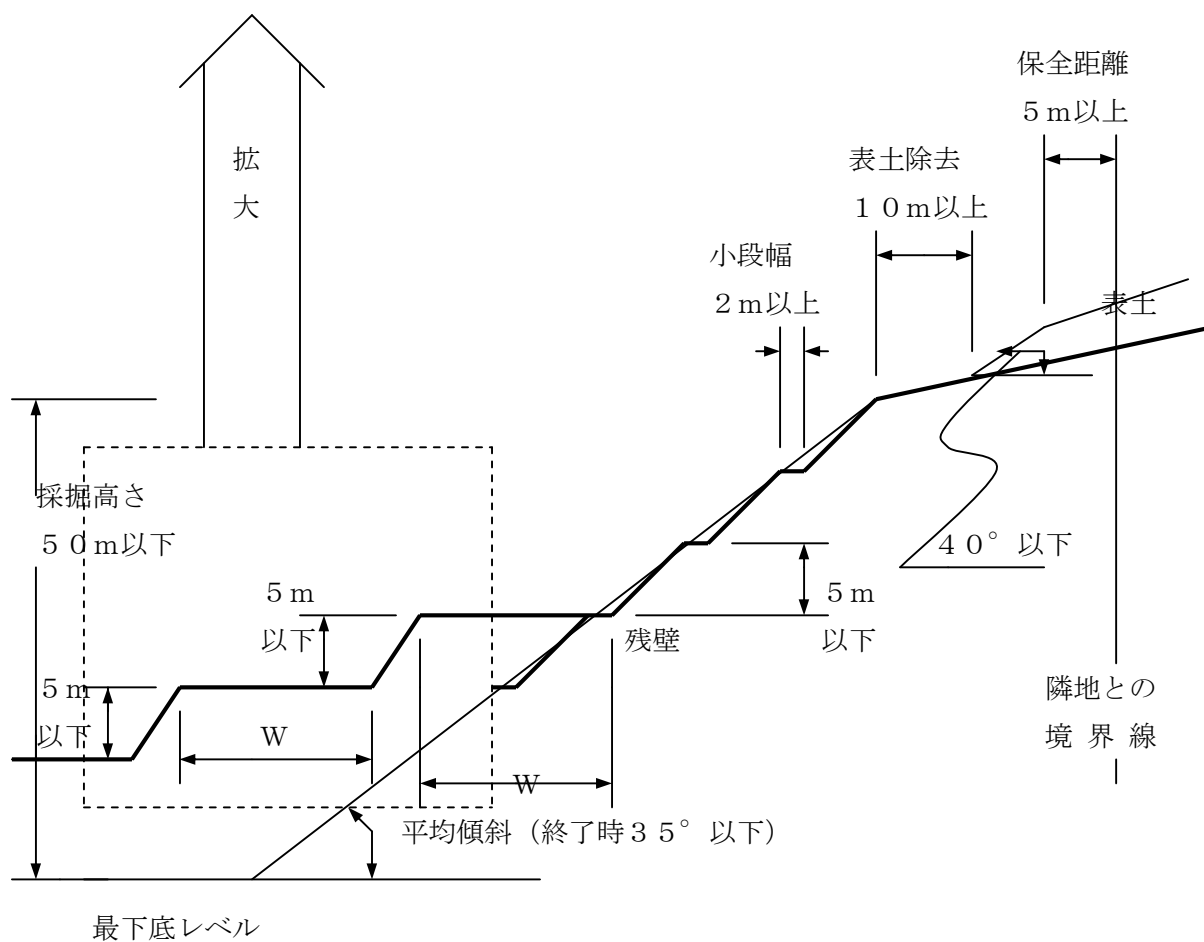
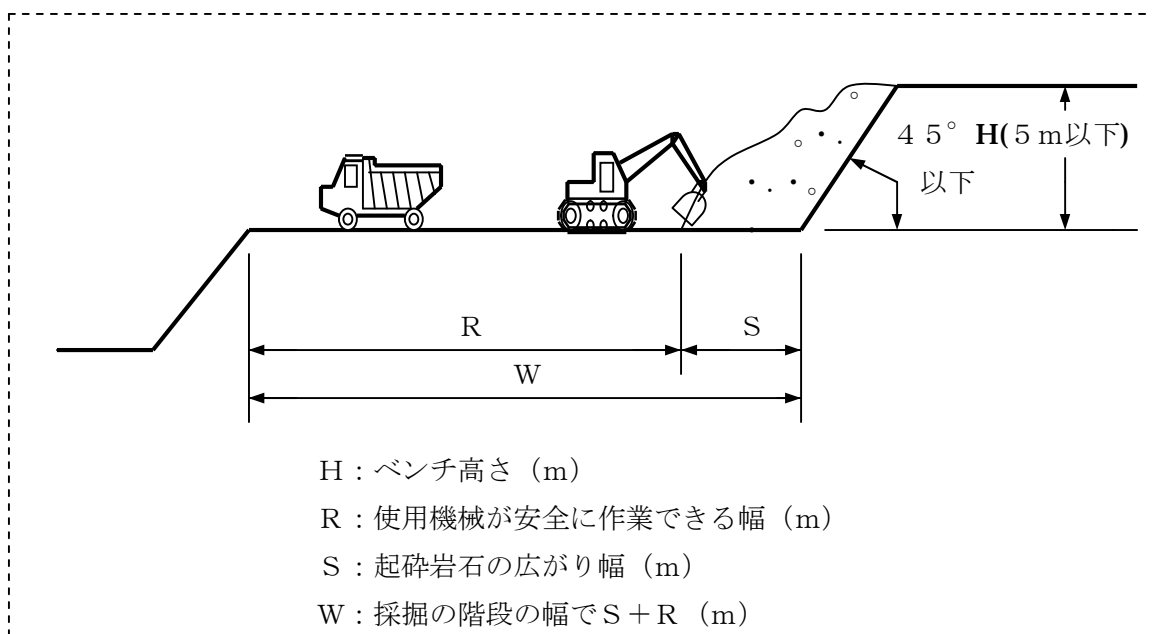
また、掘削面の傾斜は原則として 45° 以下とし、岩質に応じて安全を保持し得る勾配とすること。採掘箇所の総垂直高さは原則として50 m以下とし、その全体の傾斜は岩石の性質、賦存状態等を考慮して安全を保持し得る傾斜とすること。

なお、採掘中に形成される残壁は、原則として高さ5 m以下毎に2 m以上の適切な幅を有する小段を設け、かつ、安全を保持し得る平均傾斜とすること。（第2図参照）

[参考] 使用機械が安全に作業できる幅（R）の目安

使用機械の種類	安全に作業できる幅（R）
油圧ショベル等、主としてバケットを回転させながら掘削、積込み等を行なう機械	最大掘削半径（バケット回転半径）の2倍以上
ダンプトラック、ホイールローダ、ブルドーザ、フォークリフト、クローラドリル等、主として移動させながら、積込み、運搬を行なう機械	最小回転半径の2倍以上

第2図 風化岩石の採掘



2 発 破

発破を行なう場合には、飛石及び粉じんの飛散に伴う災害を防止するため、次のとおり措置するものとする。

(1) 通 報

発破を行なうときは、あらかじめ危険区域を定め、同区域に通ずる道路に見張人を配置し、同区域内に発破関係人のほかは立入らぬよう措置をするとともに、サイレン等を用いて、発破予告、発破警報並びに発破終了の通報措置を講ずること。

(2) 飛石防止

採掘箇所の掘進方法、発破孔のせん孔方向及び装薬量の適正化を図るとともに、隣接地等に対し飛石による危険のおそれがあるときは、飛石防止の措置を講ずること。

(3) 小 割

小割を行なう場合には小割機によることが望ましいが、発破による場合は、装薬量を適正にし、安全な場所で行ない、必要に応じ飛石防止の措置を講ずること。ただし、原則として、張り付け発破は行なわないこと。

(4) 発破時刻

発破の実施は、周辺の状況を勘案し、なるべく一定時刻に行なうこと。

(5) 粉じん飛散防止

せん孔、発破及び起砕岩石の積込作業等に伴って発生する粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。

3 破砕・選別

破砕・選別施設の設置の際には、周辺の環境保全のために、次のとおり措置するものとする。

(1) 設置位置

破砕・選別施設の設置場所は、周辺の環境を考慮して、汚濁水処理、防音・防振、防じん効果がある位置に選定すること。

(2) 災害防止措置

破砕・選別設備には、汚濁水の処理施設、集じん装置若しくは散水装置並びに防音・防振装置を設ける等により、汚濁水の排出防止、粉じんの飛散及び騒音・振動の防止に努めること。また、必要に応じ防音材による遮蔽、密閉建屋構造内への収納等の措置を講ずること。

なお、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係条例に基づく基準が適用される場合には、それに適合するよう措置すること。

(3) 作業時間帯

騒音・振動の発生する作業は、周辺の状況を勘案し、適切な時間帯に行なうこと。

4 排水水

岩石採取場内から場外に排出される破碎施設・選別施設からの汚濁水、場内の降雨水、湧水、廃土又は廃石のたい積場からの排水水等による災害を防止するため、次のとおり措置するものとする。

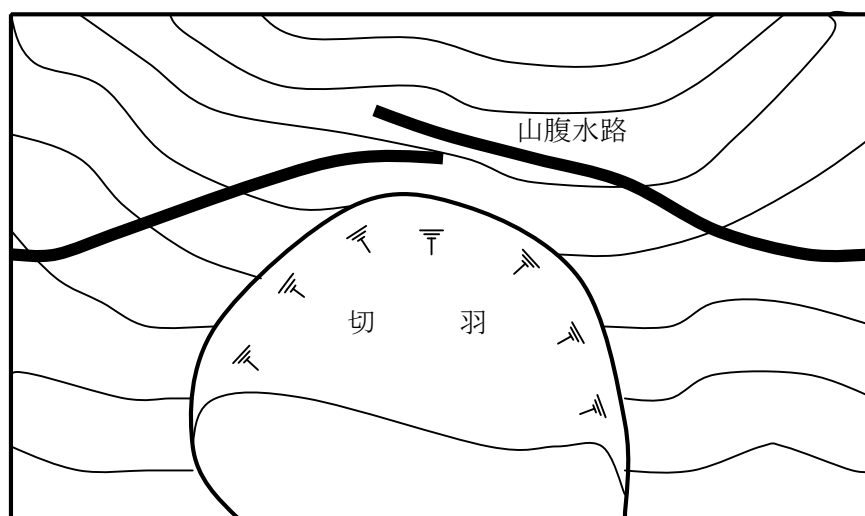
(1) 場内水の排出

場内から場外への排水水については、水質汚濁防止法及び関係条例に基づく基準が適用される場合にはそれに適合するよう処理し、また適用がない場合においても下流において災害を起こさないように沈澱池等の処理施設で処理して排水水すること。

(2) 上流沢水等の処理

岩石採取場の上流の沢水及び山腹水は、これが場内を貫流することによって汚濁することのないよう必要に応じ沢水排水路、又は山腹水路等の所要の施設を設け、下流に誘導すること。

雨水流入阻止の山腹水路



(3) 汚濁水処理施設

汚濁水処理施設（骨材水洗プラントの排水等を対象）としての沈澱池及び採石場内からの流出土砂を含む汚濁水の清澄化するための沈砂池の基準は以下のとおりである。

- ① 汚濁水処理施設は、地すべり等地盤の崩壊のおそれのない箇所に設置すること。
- ② 汚濁水処理施設は十分な処理能力を有するものとする。
- ③ 汚濁水処理施設から河川等の公共用水域に接続する排水路は、再汚濁を防止し、通水能力を維持し得るコンクリート造りその他の堅固な構造とすること。
- ④ 沈澱池等
 - a) 沈澱池は、処理能力を維持し得るコンクリート造りその他の堅固な構造とする

こと。

- b) 沈澱池は、必要に応じ沈降促進剤等の投入その他所要の沈降促進措置を講ずることができるものとする。
- c) 沈澱池は、浚渫時にも沈澱操作を続けられるよう、原則として2系列設置すること。
- d) 沈澱池、沈砂池は、有効水深（沈澱池等が有効に働くために必要な深さ）を維持するため浚渫する等、常に最大機能を発揮できるよう必要な措置をとること。
- e) 浚渫した土砂は、十分脱水した後、たい積場にたい積する等適切な措置を講ずること。

5 廃土又は廃石の処理

廃土又は廃石のたい積場の崩壊若しくは流出に伴う災害を防止するため、廃土又は廃石の処理、たい積場の設置及びその維持管理については次のとおり措置するものとする。

(1) たい積場設置の事前措置

たい積場の設置に際しては、事前に周辺の地形、物件等を調査し、次の各号による適切な位置を選定するとともに、岩石採取に伴って発生する廃土又は廃石の量を調査、予測し、その量に見合うたい積場用地を確保すること。

なお、廃土又は廃石を埋立地等へ搬出するための一時的に置きたい積場であっても、採取計画に基づく規制の対象となるので、その量に見合う用地の確保等について十分配慮すること。

- 1) 下流側の近くに人家、構築物等が存在しないこと。
- 2) 土石の流入が少ないこと。
- 3) 山崩れ、地すべり等のおそれがないこと。
- 4) 集水量の大きい地形でないこと。
- 5) 湧水量が少なく、基礎地盤が適切なものであること。
- 6) 河川の付近はできるだけ避けること。
- 7) 1)～6)のほか、たい積物の流出等の災害防止の観点から不適切な場所でないこと。

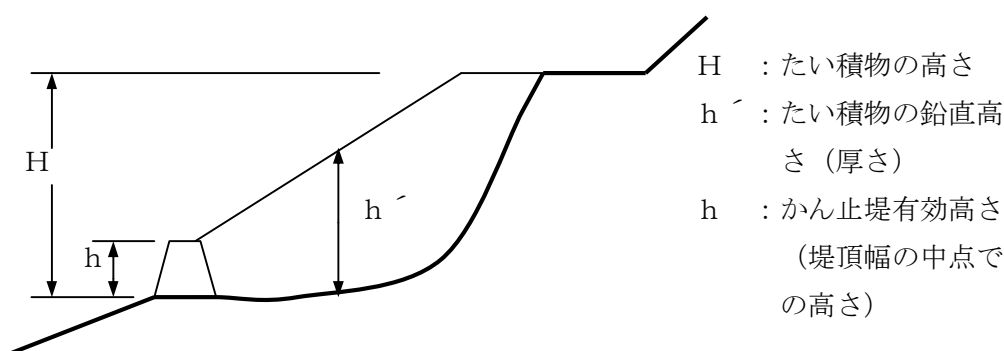
(2) たい積場の設置

- ① たい積場ののり尻には土留施設を設けること。
土留施設は、自重及び外力に対し、恒久的に安全なかん止堤（石塊かん止堤、土かん止堤、重力式コンクリートかん止堤、石積かん止堤、）又はよう壁（コンクリートよう壁、石積よう壁）とすること。
- ② たい積場内に流入するおそれのある沢水及び山腹水並びにたい積場内の流下水を、たい積場の下流に誘導するため、必要に応じて十分な通水能力を有する排水路等を設置するとともに必要に応じ汚濁水処理施設を設置すること。
- ③ 次の各号に該当するたい積場を設置するときは、土留施設の強度計算及びたい

積場の安定計算を行なって設計すること。

- a) 地盤面からその直上のたい積面までのたい積物の鉛直高 (h') の最大値が 10m を超えるもの。
- b) 土留施設の有効高さ (h) が 5m を超えるもの。
- c) 土留施設ののり尻からたい積面までの高さ (H) の最大値が 30m を超えるもの。
- d) 前記 a)~c) に掲げるもののほか、災害防止のため必要と認められるもの。

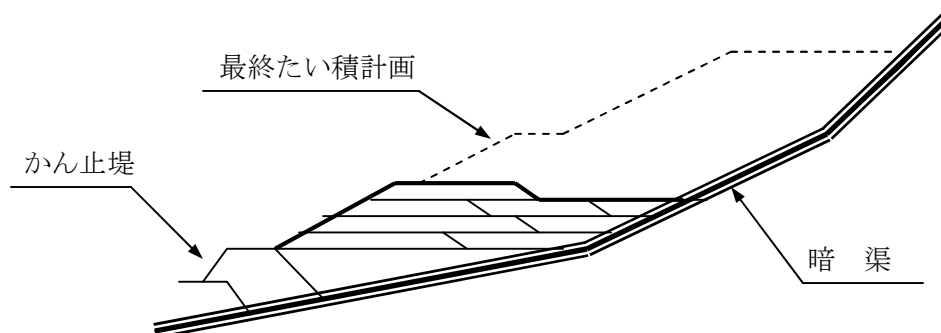
たい積場の高さ等の表現



(3) たい積の方法

- ① たい積に当たり、地盤が草、竹木等で覆われているときは、これらを除去し、地盤を露出させること。また、積雪地においては除雪を完全に行なってからたい積すること。
- ② 廃土及び廃石のたい積は、原則として水平層状たい積法によることとし、次の各号のとおり措置すること。
 - a) 1回の積上げ高さは1m以下とし、これが4/5以下となるよう締め固めを行なった後に、上層の積上げを行なうこと。
 - b) たい積場ののり面傾斜は、特に安定計算によって定めた場合のほかは、30°以下とすること。
 - c) 高さ10m以内毎に幅2m以上の小段を設けること。
- ③ たい積場においては、粉じんの発生防止及びのり面保護のため、完成したのり面には、順次、できるだけ速やかに、芝張り、石張、実播、植栽等の措置を行なうこと。

水平層状たい積法



(4) 維持管理

- ① たい積終了後も、土留施設、排水路、のり面の状況等について、これが安定するまで、点検、管理を行なうこと。
- ② 異常な浸出水があるとき、その他たい積物の安全性に疑問のある場合は直ちに災害の発生を未然に防止するための措置を講ずるとともに、安定計算を行ない所要の安定度を確保するために必要な措置を講ずること。

6 原石、製品及び廃土等の運搬等

原石、製品及び廃土又は廃石の積込み、運搬に伴う粉じん、騒音及び振動等による災害を防止し、また、ダンプトラックによる過積載の防止等の交通安全対策の強化を図るため、次のとおり措置するものとする。

(1) 運搬の時間帯

運搬道路は、付近住民への影響を考慮して選定することとし、かつ、運搬作業はできるだけ通学・通勤時間帯及び深夜をさけること。

(2) 運搬中の措置

運搬中における粉じん発生防止及び運搬物の漏洩、落下防止のため、シートカバーの装着等必要な措置を行なうこと。

(3) 粉じん発生防止

積込み場、場内道路及び採取場から公道にいたるまでの道路等については、必要に応じ、舗装、散水、清掃その他粉じん発生防止の措置を行なうこと。また、必要に応じ採取場近隣の公道等への散水、清掃等を行なうこと。

必要に応じ、場内の出入口付近に洗車ピット等を設置し、場内の泥土を持ち出さないようにすること。

(4) 過積載防止

過積載の防止のため、検量の方法を定めるとともに、さし柙装着車等の不正改造車に対し、岩石、製品及び土砂等の積込みを行なわせないこと。

また、従業員その他関係者に対し、過積載防止に関する教育等必要な措置を行なうこと。

(5) 交通事故防止等

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第12条第1項に規定する交通事故等の防止を目的とする団体の設立、交通事故防止対策のための協議会、協定への加盟に努めること。

7 採掘終了時の措置

採掘終了時においては、採掘終了後の災害を防止するため、次のとおり処置するものとする。

(1) 保全区域の土留工事

隣地との間の保全区域が崩壊しないよう、必要に応じて土留工事を施すこと。

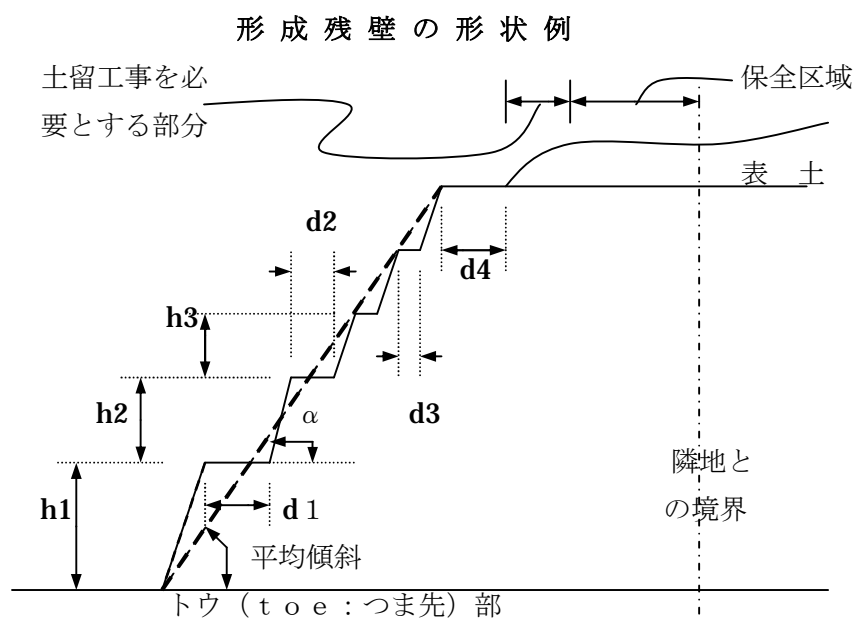
(2) 露天採掘終了後の残壁

露天採掘終了後は、残壁の崩壊等の災害を防止するため、岩質、岩盤の状況等に応じて、適当な高さと幅を有する小段を設け、安全を保持し得る傾斜をとること。のり面は必要に応じて整形し、保護工事を行なうこと。

残壁の形状は、採石場の区分に応じて次の各号を基準とすること。

① 砕石用原石採取場

砕石用原石の生産を目的とした採取場（石材用原石の採取場のうち、捨石等の用に供する岩石の採取場を含む）については、原則として高さ20m以下毎に2m以上の適切な幅を有する小段を設け、かつ、残壁の平均傾斜は 60° 以下とすること。



小段幅は2 m以上(d 3～d 4)、高さは2 0 m以下(h 1～h 3)が原則であるが、残壁高さ(H)が1 0 0 mを超えるような場合は、残壁上部の小段高さを5～1 0 m以下、底部小段幅を1 0 m以上にするなど、斜面安定に寄与する方策を最大限とること。

②石材用原石採取場

石材（切石、間知石等）用原石の生産を目的とした採取場については、原則として高さ2 0 m以下毎に2 m以上の適切な幅を有する小段を設け、かつ、残壁の平均傾斜は7 0°以下とすること。

③風化岩石採取場

風化岩石（主として風化花崗岩、いわゆる真砂土、サバ土）の採取場については、特に雨水等による掘削のり面の洗掘防止の処置を講ずること。残壁の形状は、原則として高さ5 m以下毎に2 m以上の適切な幅を有する小段を設け、平均傾斜は3 5°以下とし、当該風化岩石の性状に応じて適切な形状とすること。

④工業原料原石採取場

その岩質及び採掘条件等に応じて、砕石用原石採取場、石材用原石採取場、風化岩石採取場の残壁形状を準用すること。

(3) 人に対する危害防止

採掘終了後における落石等による人に対する危害を防止するため、次の措置を講ずること。

①立入禁止柵

落石及び人の転落のおそれのある残壁の周囲には立入禁止柵を設けること。

②埋立

掘下り採掘終了後の凹地は、環境条件を考慮しつつ他用途に活用する計画が有る場合を除き埋立等適切な措置をすること。

③坑口閉塞

坑口は閉塞すること。

(4) 緑化

採掘跡地は、他用途に活用する計画がある場合等を除き、原則として順次緑化すること。

①緑化の目的

採掘跡地の緑化の目的が、水土保全、環境保全、景観保全、生態系保全のどの機能を主とするか判断し、かつ、できるだけこれらの機能を併せ持つように緑化すること。

②適用植物の選定

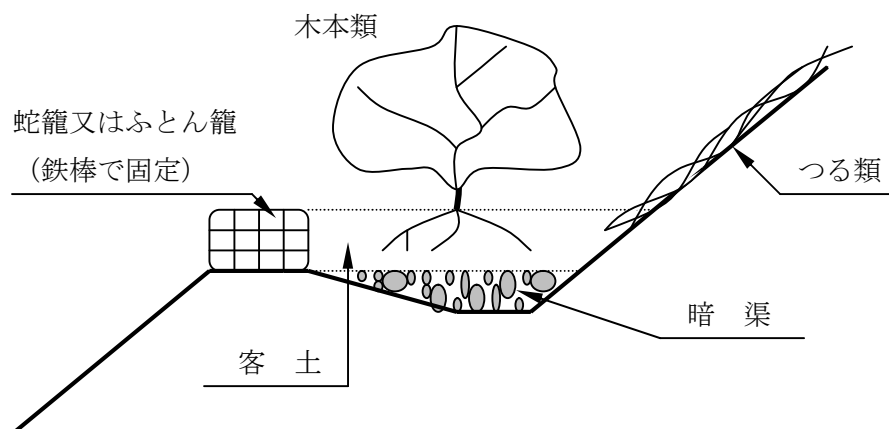
適用植物は、気象条件、土壌条件等を考慮し、復元すべき目標（高木、低木、草本、つるなど特殊樹草）を決めてから選定すること。ただし、草本の単純群落は防災上、

景観上、好ましくないので、可能な限り木本を併用すること。

③基礎工

小段には必要に応じ有機物の多い客土を行なうこと。ただし、小段から客土が流出するおそれがあるところでは、土のうやネット等を設置することが望ましい。また、過湿と乾燥のおそれがある場合には、排水施設や被覆工等を適宜行なうこと。

小段・のり面への緑化工法の例



④施工時期

緑化施工の時期は、適用植物、方法、気象条件等を考慮すること。

⑤施工後の管理

緑化は1回の施工だけで完成するものではないので、追肥、不成功地への補植、次代の適用木の植栽等を随時行なうこと。

Ⅶ－４ 岩石採取場に産業廃棄物の搬入を行う場合の留意点

1. 岩石採取場に、産業廃棄物であるがれき類等の搬入を行う場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）の適用を受ける。
2. 岩石採取場区域内において、産業廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。）を業として行おうとするときや、一定規模以上のコンクリート塊の破碎施設、建設汚泥の脱水施設等の産業廃棄物処理施設を設置しようとするときは、廃棄物処理法に基づき許可を受けなければならない。
3. なお、必要な許可を受けずに産業廃棄物の処理を行った場合は、廃棄物処理法に基づき処罰されることがある。
4. 詳細は、所管行政庁（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市及び東大阪市の区域においては各市、それ以外の府域においては大阪府）に確認のこと。

Ⅶ－５ 岩石採取場立入検査

岩石採取場立入検査チェックリスト（様式）

認可採取場名		検査年月日	
岩石採取場の区域		検査員	
認可期間			

検査項目	検査結果	指示方法（必要な場合）
A. 全般		
1. 隣接との境界の明示(杭又は、ポールの設置)	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. 保全区域の確保	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
3. 最終残壁の処理状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
B. 防災施設		
1. 場内水路の整備	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. 沈砂(澱)池等の汚濁水処理	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
3. 流末水路の状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
4. 廃土・廃石・製品等の流出防止措置(場外含む)	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
C. 採取状況		
1. 崩壊及び転落石防止措置	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. ベンチの高さ	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
3. 掘削面の傾斜角	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
4. ベンチの幅	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
D. 運搬		
1. 場内搬出路の状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. 場外搬出路の状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
E. 環境保全		
1. 破碎・選別・洗浄施設等	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. 騒音・振動災害の防止措置	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
3. 粉塵災害の防止措置	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
F. その他		
1. 飛石災害の防止措置(火薬類を使用する採石場)	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
2. 緑化工実施状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
3. 標識類の設置状況	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
4. 帳簿の記載・備付け	適 ・ 不適	口頭指示・指示書
特記事項（口頭指示内容メモ）		